重要な会計方針

⑴　固定資産の減価償却の方法	
①　有形固定資産	定額法を採用しております。 なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりです。 建物　　２年～50年 構築物　　２年～60年 機械装置　２年～15年
②　無形固定資産	定額法を採用しております。 なお、法人内利用のソフトウェアの耐用年数については、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。
⑵　引当金の計上基準	
①　賞与引当金	役職員に支給する賞与に充てるため、支給対象期間に応じた支給見込額を計上しております。
②　退職給付引当金	役職員の退職給付に備えるため、役員については、独立行政法人造幣局役員退職手当規程に基づく期末要支給額を、また職員については、当該事業年度末における退職給付債務及び退職共済年金等に係る整理資源に係る債務を計上しております。 （退職給付見込額の期間帰属方法） 職員の退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。 （過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法） 過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により費用処理しております。
	数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。ただし、令和６年に財政検証が行われたことにより生じた整理資源に係る退職給付引当金の差額については、財政検証の期間（５年）に合わせて償却しております。
③　環境安全対策引当金	敷地内（一部）の土壌汚染対策に係る工事費用見込額を計上しております。
④　システム更新作業中止に伴う損害引当金	システム更新作業中止に伴う損害に備えるため、その損害見込額を計上しております。
⑶　有価証券の評価基準及び評価方法	満期保有目的債券については、償却原価法（定額法）を採用しております。
⑷　棚卸資産の評価基準及び評価方法	平均原価法による低価法を採用しております。
⑸　収益及び費用の計上基準	
①　貨幣製造事業における収益	主に通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（昭和62年法律第42号）第４条第２項に規定する貨幣の製造に関する事務に係る契約に基づく履行義務により、製造済貨幣を引き渡したことによる収益であります。当該履行義務は製造済貨幣を引き渡す一時点において義務が充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。
②　その他の事業における収益	主に製造による販売収益であり、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、製品を引き渡す一時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得することによって充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。 なお、製品等の販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間である場合には、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。
⑹　消費税等の会計処理	消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

（注記事項）

固定資産の減損関係

減損を認識した固定資産

①　固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

（単位：円）

名　　称	用　　途	種　　類	場　　所	帳簿価額（減損前）	減 損 損 失	帳簿価額（減損後）
本局・北宿舎３号棟	職員の宿舎	建物	大阪府大阪市北区天満	837,522	—	837,522
本局・庁舎分室	職員の宿泊施設	建物		18,428,513	—	18,428,513
広島支局・五日市宿舎２号棟	職員の宿舎	建物	広島県広島市佐伯区五日市中央	12,800,079	—	12,800,079

②　減損の認識に至った経緯等

本局北宿舎３号棟の一部（５戸）、本局庁舎分室（男子寮部分）及び広島支局五日市宿舎２号棟の一部（２戸）については、平成28年度末をもって廃止したことから、減損を認識しましたが、回収可能サービス価額が帳簿価額を上回っているため、減損額は生じませんでした。なお、回収可能サービス価額は当該資産の使用を継続することから使用価値相当額を採用し、当該資産の使用が想定されていない部分以外の部分について、減価償却後再調達価額を見積もり、算定しています。